

令和3年度

消費生活相談員 資格取得支援通信講座



しあわせ信州

長野県では、悪質商法など消費生活に関わる様々な消費者トラブルの解決を手助けする国家資格「消費生活相談員」の資格取得を目指す方々を支援する通信講座を開催します。

～ 消費生活相談員資格試験について



次の資格試験に合格すると、消費生活相談員資格を同時に取得できます

■ 消費生活専門相談員資格認定試験 実施機関：独立行政法人 国民生活センター
第1次試験 10/16(土) 第2次試験 12/11(土)または12/12(日)

■ 消費生活アドバイザー試験 実施機関：一般財団法人 日本産業協会
第1次試験 10/3(日)、10/9(土)または10/16(土) 第2次試験 11/28(日)

※ 試験の詳細については、各実施機関に直接お問い合わせください

講座内容

講座テキスト

出題範囲をまんべんなくカバーした全2冊のテキスト
過去3年分の問題集付き

※テキストは受託事業者(公社)全国消費生活相談員協作成「受験対策テキスト」を使用

復習テスト・模擬試験

單元ごとに学習の進捗を確認できる全5回の復習テストを実施

模擬試験(通信・自己採点)により、試験対策の確認、ポイントを解説

質問シート・小論文添削

「質問シート」を使って疑問点や質問に、講師が回答

課題論文を講師が添削し、フィードバックする小論文対策

1回目のテキスト等の送付は6月中旬です。

試験直前のスクーリング※は9月11日(長野市)または12日(塩尻市)を予定しています。

詳しくは「長野県消費生活情報」を検索してご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、変更または中止とする場合があります。

応募方法

裏面の受講申込書に必要事項をご記入の上、下記お問い合わせ先へ 郵送、FAXまたは電子メールにより **6/8(火)までに** ご提出ください。

※ 受講は、以下のいずれにも該当する方に限ります。

- ・18歳以上で長野県内に在住の方
- ・消費生活相談員資格試験(消費生活専門相談員資格認定試験または消費生活アドバイザー試験)を受験する予定の方

応募多数の場合は、書類選考を行います。応募期日後も定員に満たない場合は引き続き募集を行いますので、下記の窓口へお問い合わせください。

受講料(教材費)は無料です。

なお、本講座の受講により消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではありません。

※ 消費生活相談員資格を取得した場合は、長野県消費生活相談員人材バンクに登録をお願いします。(長野県消費生活情報人材バンクの詳細は「長野県消費生活情報」ウェブサイトをご覧ください。)

*お問い合わせ先

長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-235-7286 FAX 026-235-7374

電子メール shohi@pref.nagano.lg.jp

*募集要項、カリキュラムなど詳細のダウンロード

長野県消費生活情報 <https://www.nagano-shohi.net/>

